

流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等に係る プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等における事業の効率化の向上を図るため、公営企業会計システム賃貸借及び保守等を行い得る能力を有する民間事業者の中から、最も優れた能力等を有する者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選考するための必要な事項を定めるものである。

(賃貸借及び保守等の名称)

第2条 賃貸借及び保守の名称は、「流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等」（以下「賃貸借及び保守等」という。）とする。

(賃貸借及び保守等の期間)

第3条 賃貸借及び保守等の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和4年3月31日までの期間は、会計システムのデータ整備及び職員研修等の期間とし、これに要する費用は受注者の負担とする。

(賃貸借及び保守等の上限額)

第4条 契約期間における賃貸借及び保守等（導入一時経費を含む）の金額の上限は、24,856千円（消費税及び地方消費税を除く）とする。ただし、導入一時経費は、令和4年度に一括して支払うものとする。

(賃貸借及び保守等の範囲及び内容)

第5条 賃貸借及び保守等の範囲及び内容については、流山市上下水道事業会計システム仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、受注候補者決定後の協議により、賃貸借及び保守等の範囲及び内容が変更となる場合がある。

(プロポーザルの応募資格要件)

第6条 プロポーザルに応募できる者は、次のとおりとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条

の 4 の規定のほか、次のいずれかに該当しない者であること。

- ア この公告の日から当該プレゼンテーションの日までの間に
　　おいて、市長から指名停止を受けている者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過し
　　ない者又は当該プレゼンテーションの日の前 6 か月以内に
　　手形若しくは小切手の不渡りを出した者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請し
　　た者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決
　　定がされている者
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請し
　　た者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決
　　定がされている者
- オ 代表者又はその役員が、暴力団員である者、暴力団員でな
　　くなつた日から 5 年を経過しない者又は暴力団員若しくは
　　暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者と密接な
　　関係を有する者

(2) この公告日の前日において、流山市水道事業及び下水道事
業会計規程（昭和 43 年流山市水道事業管理規程第 1 号）で準
用する流山市財務規則（昭和 61 年流山市規則第 12 号）第 1
25 条第 2 項に規定する有資格者名簿（令和 2・3 年度）（委
託）の情報処理（システム開発・ソフトウェア開発又はシステ
ム運用）に登録されていること。

(3) 水道事業会計及び下水道事業会計が共同で利用する会計シ
ステムの賃貸借及び保守等の契約実績（履行中の契約も可とす
る）が、過去 5 年以内に 1 件以上あること。

(4) ISO9001 の認証及びプライバシーマークを取得して
いること。

(プロポーザル実施スケジュール)

第7条 プロポーザル実施のスケジュールは、次のとおりとする。

| 実施内容 | 日時、期限又は期間 |
|--------------------|-----------------------------|
| 公告 (参加事業者の募集開始) | 令和3年5月6日(木) |
| 質問書提出期限 | 令和3年5月27日(木)午後5時 |
| 質問への回答期限 | 令和3年5月31日(月)午後5時 |
| 参加申請書の提出期限 | 令和3年6月8日(火)午後5時 |
| 参加資格確認結果通知 | 令和3年6月11日(金)午後5時 |
| 提案書・提案見積の提出期限 | 令和3年6月18日(金)午後5時 |
| プレゼンテーション | 令和3年6月29日(火) |
| 受注候補者、次点候補者決定 | 令和3年7月1日(木) |
| 受注候補者、次点候補者通知 | 令和3年7月2日(金) |
| 業務内容の詳細協議 | 令和3年7月5日(月)～9日(金) |
| 契約書の締結期限 | 令和3年7月16日(金) |
| システム整備・習熟期間 | 契約締結の翌日から 令和3年9月30日(木)まで |
| 賃貸借及び保守等の開始 | 令和4年4月1日(金) |

(プロポーザルの参加申請)

第8条 第6条に定める参加資格を有し、プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申請書(第1号様式)
- イ 実績調書(第2号様式)※受注契約書写しを添付
- ウ 会社概要関係書類

業務内容がわかるパンフレット等、財務諸表(直近2期分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書が確認できるもの)

(2) 提出期限

令和3年6月8日(火)午後5時まで(厳守)

(3) 提出方法

流山市上下水道局経営業務課に7部（正本1部及び写しを6部）を持参（郵送不可）

- 2 前項の参加申請書の提出事業者が1社のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施するものとする。
(プロポーザル参加資格の審査及び認定)

第9条 プロポーザル参加資格の審査は、別に定める「流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等に係るプロポーザル審査会設置要領」により設置する流山市上下水道会計事業システム賃貸借及び保守等に係るプロポーザル審査会（以下「プロポーザル審査会」という。）及び「流山市上下水道局入札契約審査会の設置に関する規程」により設置している流山市上下水道局入札契約審査会が行うものとする。

（参加資格確認通知）

第10条 審査した結果は、プロポーザル参加申請者に対し、参加資格確認通知書（第3号様式）により通知するものとする。
(企画提案書の作成)

第11条 前条の規定によりプロポーザルの参加資格を認められた者は、次条の提出書類作成要領に基づき作成した書類を、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（第4号様式）及び各資料
イ 提案見積書（第5号様式）及び内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

令和3年6月18日（金）午後5時まで（厳守）

(3) 提出方法

流山市上下水道局経営業務課に7部（正本1部及び写しを6部）を持参（郵送不可）

- 2 提出された提案書類は、原則返却しないものとする。
3 提出書類の差し替えは一切認めないものとする。
4 提案書の作成及びプレゼンテーションに要する経費は、参加者の負担とする。
(提出書類作成要領)

第12条 提出書類作成は、次のとおりとする。

(1) 企画提案書は、第4号様式を表紙として使用し、次に掲げる項目についての資料を添付すること。サイズはA4版縦長横書き左綴じとし、図表等でA3版を使用する場合は、A4版に折り綴じとする。

- ア システムの機能及び内容等の企画提案
- イ システム導入時についての企画提案
- ウ システム導入後の保守及び支援についての企画提案
- エ 個人情報保護に関する企画提案
- オ その他の企画提案

(2) 提案見積書（第5号様式）に記載する見積金額は、消費税抜きの金額とし、賃貸借及び保守等（導入一時経費を含む。）の総額を記載すること。また、見積金額の内訳書（任意様式）を添付し、導入一時経費、賃貸借料、保守料の金額をそれぞれ記載すること。なお、提案見積書及び提案見積内訳書には、代表者印を押印し、封筒に社名を入れ封緘し提出すること。

(3) 企画提案書には、本提案見積金額を記載しないこと。

（企画提案書類に必要な資料の閲覧等）

第13条 企画提案書類の作成のため、必要に応じて資料の閲覧及び貸出しができるものとする。ただし、個人情報等の記載のあるものについては、閲覧等はできないものとする。

(1) 閲覧期間は、公告日の翌日から質問書の提出期限まで（土・日を除く）とする。

(2) 時間は、午前9時から午後5時までとする（ただし、正午から午後1時までの間を除く）。

(3) 場所は、流山市上下水道局経営業務課窓口とする。

(4) 貸出した資料は、翌日（土・日・祝日を除く）までに返却すること。

(5) 閲覧等ができる者は、第6条の応募資格要件を満たしている者とし、閲覧等を希望する者は事前に経営業務課に連絡し、閲覧日を決定すること。

（質疑応答）

第14条 本実施要領及び仕様書に関する質問は、質問書（第6号様式）により、文書又は電子メールにより提出するものとす

る。

(1) 質問書の提出期限は、令和3年5月27日（木）午後5時までとする。

(2) 提出先は、流山市上下水道局経営業務課とする。

(3) 電子メールアドレス：suido@city.nagareyama.chiba.jp

(4) 質問書を郵送又はメールで提出した場合は、到着の確認をすること。

2 前項に規定する質問を受けた場合、原則として令和3年5月31日（月）午後5時までに質問内容とその回答を、ホームページに掲載する。

3 回答は、質問事項に対する回答のみとし、事業者名は公表しない。また、回答により事業者選定に公平性を損なうと判断した場合は、その質問に対する回答を行わない。

（企画提案書の取扱い）

第15条 提出された企画提案書は、次のとおり扱うものとする。

(1) 企画提案書は、本件調達の目的以外で使用しない。

(2) 企画提案書の著作権は、プロポーザル参加申請者に属するものとする。ただし、採用された企画提案書については、公表等で発注者が必要と認める場合は、受注者の承諾を得て全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(3) 企画提案書に含まれる特許権、実用新案、意匠及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用するものの責任については、原則としてプロポーザル参加申請者が負うものとする。

（審査対象外事項）

第16条 次のいずれかに該当する提出書類については、無効とし審査の対象外とする。

(1) 企画提案書及び提案見積書に記名押印のないもの

(2) 1つの提案事項に対して、複数の企画提案を行った場合

(3) 同一事項に対して、二通り以上の書類が提出された場合

(4) 共同企業体で作成し提出した書類

（プロポーザル参加の辞退）

第17条 プロポーザル参加を辞退する者は、プレゼンテーショ

ン実施の前日午後5時までにプロポーザル参加辞退届（第7号様式）を流山市上下水道局経営業務課に提出するものとする。

2 プロポーザル参加辞退届の提出方法は、持参又は郵送とするが、提出前に必ず電話連絡をすること。

（プレゼンテーションの実施）

第18条 プrezentationを次のとおり実施する。

(1) プrezentationは、企画提案書の提出があった順に行うものとする。

(2) プrezentationの実施日等は、以下のとおりとする。

ア 実施日 令和3年6月29日（火）とし、時間については、後日連絡するものとする。

イ 場所 流山市上下水道局 3階大会議室

(3) 企画提案書を提出した事業者（以下「提案事業者」という。）は、次のとおりプレゼンテーションを行う。

ア プrezentationは、受注後の本賃貸借及び保守等に係る担当者が行い、参加人数は各提案事業者5名以内とする。

イ プrezentationの時間は、提案事業者ごとに20分以内とし、終了後概ね20分程度、企画提案書を含む提案内容について審査会委員による質疑を行う。

ウ 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできないこととする。

エ プrezentationに必要なプロジェクター及びスクリーンは発注者で用意するため、必要な場合は事前に申し出ること。その他の機器（パソコン等）については、提案事業者が準備すること。

（審査基準及び採点）

第19条 プロポーザル審査会は、最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者を決定するための方法及び評価基準を示し、プロポーザル参加者の行う提案の具体的な指針として、「流山市上下水道事業会計システム賃借及び保守等に係るプロポーザル評価基準」（以下、「評価基準」という。）を定める。

2 プロポーザル審査会委員は、提案事業者からのプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき採点を行う。

3 審査会委員それぞれの採点結果の平均値（小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位で四捨五入する。）を提案事業者の得点とする。

（受注候補者の決定）

第20条 提案事業者のうち、得点が最も高い者を受注候補者とする。なお、得点が同点の場合は、提案見積書の金額が低い者とする。

2 提案事業者が1社のみであった場合は、評価基準に定める最低基準点を満たしている場合に限り、その者を受注候補者と決定する。

（審査結果の通知）

第21条 受注候補者決定後速やかに審査結果を提案事業者に書面で通知する。

2 受注候補者と決定した業者には、公募型プロポーザル選定結果通知書（第8号様式）により通知するものとする。

3 受注候補者に選定されなかった業者には、公募型プロポーザル非選定結果通知書（第9号様式）により通知するものとする。

4 審査結果は、流山市上下水道局ホームページで、次のとおり公表する。なお、受注候補者以外の事業者は公表しない。

（1）受注候補者名

（2）審査における得点

（3）見積金額（総額のみ）

5 提案事業者は、当該審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

6 審査結果及び審査内容についての問い合わせについては、一切応じない。

（企画提案書の瑕疵）

第22条 プロポーザルにおいて、提案事業者の提出書類若しくは申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について審査会で審議の上、提案事業者の取扱いについて決定する。

2 審査会は、必要に応じて前項の瑕疵について提案事業者に、個別にヒアリングを行うことができるものとする。

3 審査会は、提案事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポー

ザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、受注候補者の選定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格条件)

第23条 提案事業者及び受注候補者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの応募又は受注者の決定を取り消すこととする。

- (1) 第6条第1号に該当する場合
- (2) 提案書作成等に係る不正行為が認められた場合
- (3) 提案見積額が賃貸借及び保守等の上限額を超えた場合

(次順位者の繰上げ)

第24条 流山市上下水道事業管理者は、受注候補者に賃貸借及び保守等を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった提案事業者のうち、評価等が上位であった者から順に賃貸借及び保守等についての交渉を行うことができるものとする。

(契約の締結)

第25条 流山市上下水道事業管理者は、受注候補者と企画提案書、仕様書等により協議を行い、協議が整った場合について、提案見積金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約には、協議内容を書面にしたもの添付するものとする。

2 契約保証金は、全部又は一部を免除することができるものとする。

(プロポーザルの延期及び中止)

第26条 本プロポーザルは、都合により延期し、又は取りやめことがある。この場合について、提案事業者は意義を申し立てることはできず、その事由によって損害を受けることがあっても、その賠償を発注者に請求はできないものとする。

(事務の委任)

第27条 流山市上下水道事業管理者は、プロポーザルに係る一切の事務について、当該業務を担当する主管課長等に委任することができる。

(事務局)

第28条 提案事業者との連絡調整に係る事務局は、流山市上下水道局経営業務課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月30日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等に係る契約の締結日をもって失効する。